

# 美波町いじめ防止基本方針

美波町教育委員会  
平成27年4月策定

## はじめに

いじめを未然に防ぐためには、児童、生徒に適切な指導をするとともに、子どもと関わる大人が、いじめを生み出さないように努めることが重要である。いじめは絶対に許さない、いじめはどの児童、生徒にも、どの学校でも起こりうるとの意識をもち、学校、家庭、地域が役割と責任を自覚し、いじめの問題と向き合わなければならない。

### 1 基本方針策定の意義

美波町いじめ防止基本方針は、児童、生徒の尊厳を保持する目的の下、美波町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、美波町立学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

### 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童、生徒に対して、当該児童、生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童、生徒と一定の人間関係にある他の児童、生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童、生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童、生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。近年、インターネットやコミュニティサイトでのいじめなど、形態が多様化しており、全ての児童、生徒にいじめを生み出さない指導が重要である。

また、いじめやいじめと思われる行為が発生した場合、速やかな解決のために、学校、家庭、教育委員会の組織的な対応が不可欠であり、これらの対応で解決が難しい場合には、関係機関（警察、こども女性相談センター等）と適切に連携を図ることが必要である。

さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進することが重要である。

### 4 学校における取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめ防止基本方針や美波町いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じて学校いじめ防止基本方針を定める。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止

全ての児童、生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。そのため、児童、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や学校行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

#### イ 早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候を見逃さず、積極的に認知する。そのため、日頃から児童、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめが起らないようにする。

#### ウ いじめに対する措置

いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速やかに組織的に対応し、被害児童、生徒を守るとともに、加害児童、生徒に対しては、当該児童、生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、関係する児童、生徒の保護者には、子どものより良い成長と再発防止の観点から、指導への理解及び協力を要請し、取り組む。また、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応する。

#### エ 重大事態への対処

いじめにより児童、生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合、いじめにより児童、生徒が相当の期間学校等を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、事実確認の結果を直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して対処する。

## 5 教育委員会における取り組み

### (1) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取り組みに対して学校訪問等を通じて指導、助言を行う。

### (2) いじめの実態把握

学校のいじめの発生状況や対応状況を調査、把握し指導に生かす。

### (3) 関係機関との連携

必要に応じて、県教育委員会、警察、関係機関や外部専門家等と連携し、学校を支援する。

### (4) 職員研修

いじめ問題の理解と対応について、教員研修を実施する。

### (5) 啓発活動

いじめの問題の理解と対応について、保護者や関係機関等への啓発を行う。

(6) 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

学校は教育委員会の指導、助言の下、いじめの防止等の対策のための組織に、当該重大事態の性質に応じて専門知識を有する第三者を加え、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

学校は、調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。調査結果の報告を受けた町長は、必要があると認めたときは再調査を行うことができる。